

兵庫県公報

令和8年9月15日 火曜日 第754号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

ページ

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（地域福祉課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止の届出（同）	2
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 保安林の指定予定（治山課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	8

公 告

○ 入札公告（災害対策課）	9
○ 環境影響評価準備書に係る説明会の開催（都市計画課）	10

病院局公告

○ 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施	12
○ 同 上	14

教育委員会告示

○ 兵庫県指定重要無形民俗文化財の指定	17
---------------------	----

告 示

兵庫県告示第952号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和8年9月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
J Aみのり西脇 ケアセンター	西脇市日野町121	みのり農業協同組合	加東市社1777－ 1	平成25年 4 月 1 日

兵庫県告示第953号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があった。

令和8年9月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
医療法人社団臼杵歯科医院	丹波市柏原町柏原字 藤原2869－3	医療法人社団臼杵歯科医院	丹波市柏原町柏原字 藤原2869－3

兵庫県告示第954号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和8年9月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- | | | |
|---|-----------|--------------|
| 1 | 名 称 | 栄宏会小野病院 |
| | 所 在 地 | 小野市天神町973番 |
| | 認 定 年 月 日 | 令和8年8月22日 |
| | 認定の有効期限 | 令和11年8月21日 |
| 2 | 名 称 | 大山記念病院 |
| | 所 在 地 | 西脇市黒田庄町田高313 |
| | 認 定 年 月 日 | 令和8年8月30日 |
| | 認定の有効期限 | 令和11年8月29日 |

兵庫県告示第955号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和8年9月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

遠方土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	橋 本 善 光	京都府福知山市字長田239番地の116

兵庫県告示第956号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の

届出があった。

令和8年9月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

波々伯部北土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	松本章宏	丹波篠山市井ノ上25番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	波部卓也	丹波篠山市井ノ上10番地

~~~~~

#### 兵庫県告示第957号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年9月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 古宮土地改良区

##### 退任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所              |
|-------|-------|-----------------|
| 理事    | 中瀬辰美  | 洲本市安乎町古宮639番地の1 |
| 同     | 坂井亨   | 同 市安乎町古宮422番地の1 |
| 同     | 大畑勝暎  | 同 市安乎町古宮527番地   |
| 同     | 藪田多可彦 | 同 市安乎町中田818番地   |
| 同     | 坂井利勝  | 同 市安乎町古宮435番地   |
| 同     | 中瀬博   | 同 市安乎町古宮408番地   |
| 監事    | 齋藤三良  | 同 市安乎町古宮519番地   |
| 同     | 島本要   | 同 市安乎町古宮350番地   |

##### 就任役員

| 役員の区分 | 氏名   | 住所             |
|-------|------|----------------|
| 理事    | 中瀬悟  | 洲本市安乎町古宮639番地1 |
| 同     | 坂井正  | 同 市安乎町古宮422番地1 |
| 同     | 森昭仁  | 同 市安乎町古宮681番地  |
| 同     | 藪田功  | 同 市安乎町中田818番地  |
| 同     | 坂井利勝 | 同 市安乎町古宮435番地  |
| 同     | 中瀬博  | 同 市安乎町古宮408番地  |
| 監事    | 奥井幸見 | 同 市安乎町古宮55番地   |
| 同     | 中瀬智之 | 同 市安乎町古宮339番地3 |

~~~~~

兵庫県告示第958号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年9月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
尾崎土地改良区	令和8年8月19日

~~~~~

## 兵庫県告示第959号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年9月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

|          |          |
|----------|----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日    |
| 菅谷土地改良区  | 令和８年４月１日 |

兵庫県告示第960号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年9月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

|          |          |
|----------|----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日    |
| 室見台土地改良区 | 令和８年４月１日 |

兵庫県告示第961号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年9月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市竹野町椒字落シ694の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第962号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年9月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町村岡区熊波字青梨1278、1279、1283から1289まで、1290の1、1292、1293、1296、1297、1328の2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第963号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年9月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町小代区神場字深山227
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第964号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年9月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
豊岡市竹野町林字三谷195、字坂ノ谷440
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第965号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年9月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市竹野町林字淀谷887
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第966号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年9月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市竹野町須谷字門前ノ下572、572の1、字門前ノ奥611、621から625まで、627から629まで、635、636、642、643
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第967号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年9月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市竹野町須谷字尾谷673、字破レ滝688、字ケンボ706、字二ノ滝727、728、730、731の1、731の3、732、733、737の1、738、字ヲバガ谷742の1、743の1、748、750、751、753、754の1、754の3、字長滝755、757、字丑引765、773から775まで、字浦栃821の1、字湯谷834の1、字清水846、847の1、847の2、849から851まで、857、861、字俵谷862の1、862の3、862の4、866から869まで
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第968号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年9月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市竹野町須谷字小野453、454、455の1、456の1、460の1から460の3まで、462、462の1、463の1、465の1、472から474まで、475の1、字神戸503、504、509、510、511の1、511の2、512、513、513の1、525の1、字小谷530、536、537、540、546、547、548の1、548の2、549、554、556

## 2 指定の目的

十砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第969号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年9月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区高井字三ノ谷129、130から136まで、138、140から146まで、147の1、147の2、148、149、197、198、199の1、199の2、200から203まで

## 2 指定の目的

十砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第970号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年9月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町小代区廣井字舟谷694、695
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第971号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和8年9月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町香住区相谷字金山92、93
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第972号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和8年9月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位 置                                                         | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-------------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 第R07中播位置<br>0006号 | 8. 8. 31         | 宍粟市山崎町鶴木字中井ノ前<br>2番11から2番13まで、10番1の一部、<br>10番2、10番4、38番4の一部 | 6.00          | 160.06        |

## 公 告

### 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年9月15日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
兵庫県Jアラート受信機等設備更新業務委託

- (2) 委託の内容等  
入札説明書のとおり

- (3) 履行期間  
契約日から令和9年3月31日（水）まで

- (4) 履行場所  
兵庫県災害対策センター（神戸市中央区下山手通5-10-1）

- (5) 応募方法  
単独企業による

- (6) 入札方法  
書面による直接入札とする

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び本件委託業務の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県災害対策センター1階

兵庫県危機管理部災害対策課 災害対策班

電話(078)362-9306 F A X (078)362-9911

- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期

問

令和8年9月15日（火）から同月29日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

令和8年10月26日（月）14時30分 兵庫県災害対策センター増築棟 3階会議室

- #### (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に入札書を直接提出すること。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年10月23日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

なお、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条第1項第3号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

なお、財務規則第100条第1項第3号に該当する場合は免除する。

- #### (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参により行うこと。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

- (4) 初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、ウ又はエに違反して無効となった者以外の者

- ## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の可否

要作成

- ### (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 環境影響評価準備書に係る説明会の開催

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第40条第2項の規定により読み替えて適用され

る法第17条第1項の規定により、都市計画対象道路に係る環境影響評価準備書の説明会を開催する。

令和8年9月15日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

1 都市計画決定権者の名称

| 名称  | 代表者の氏名     | 住所                 |
|-----|------------|--------------------|
| 兵庫県 | 兵庫県知事 齋藤元彦 | 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号 |
| 神戸市 | 神戸市長 久元喜造  | 神戸市中央区加納町六丁目5番1号   |

2 都市計画対象道路事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

播磨臨海地域道路

(2) 種類

一般国道の改築

(3) 規模

延長 約32キロメートル

車線数 4車線

3 都市計画対象道路事業が実施されるべき区域

神戸市（西区）、明石市、加古郡稲美町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市及び姫路市

4 関係地域の範囲

神戸市（西区）、明石市、加古郡稲美町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市及び姫路市

5 説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 令和8年10月30日（金）午後7時から午後8時30分まで

稲美町役場新館 加古郡稲美町国岡一丁目1番地

(2) 令和8年10月31日（土）午前10時から午前11時30分まで

稲美町役場新館 加古郡稲美町国岡一丁目1番地

(3) 令和8年11月1日（日）午前10時から午前11時30分まで

西区役所岩岡出張所 神戸市西区岩岡町922番地1

(4) 令和8年11月4日（水）午後7時から午後8時30分まで

清水小学校区コミュニティ・センター 明石市魚住町清水1764番地3

(5) 令和8年11月5日（木）午後7時から午後8時30分まで

SHOWAグループ市民会館 加古川市加古川町北在家2000番地

(6) 令和8年11月7日（土）午前10時から午前11時30分まで

SHOWAグループ総合文化センター 加古川市平岡町新在家1224番地7

(7) 令和8年11月8日（日）午前10時から午前11時30分まで

図書館飾磨分館 姫路市飾磨区下野田一丁目1番地

(8) 令和8年11月9日（月）午後7時から午後8時30分まで

西部コミュニティセンター 加古郡播磨町古田一丁目1番地11

(9) 令和8年11月10日（火）午後7時から午後8時30分まで

別府公民館 加古川市別府町宮田町3番地3

(10) 令和8年11月12日（木）午後7時から午後8時30分まで

ユーアイ帆っとセンター 高砂市高砂町松波町440番地35

(11) 令和8年11月13日（金）午後7時から午後8時30分まで

高砂市役所南庁舎 高砂市荒井町千鳥二丁目2番16号

(12) 令和8年11月14日（土）午前10時から午前11時30分まで

高砂市役所南庁舎 高砂市荒井町千鳥二丁目2番16号

(13) 令和8年11月15日（日）午前10時から午前11時30分まで

灘市民センター 姫路市白浜町宇佐崎中二丁目520番地

(14) 令和8年11月16日（月）午後7時から午後8時30分まで

図書館飾磨分館 姫路市飾磨区下野田一丁目1番地

- (15) 令和8年11月18日（水）午後7時から午後8時30分まで  
広畑市民センター 姫路市広畑区正門通一丁目7番地3
- (16) 令和8年11月19日（木）午後7時から午後8時30分まで  
東市民センター 姫路市花田町加納原田888番地1
- (17) 令和8年11月20日（金）午後7時から午後8時30分まで  
姫路市役所 姫路市安田四丁目1番地
- (18) 令和8年11月22日（日）午後2時から午後3時30分まで  
灘市民センター 姫路市白浜町宇佐崎中二丁目520番地
- (19) 令和8年11月23日（月）午前10時から午前11時30分まで  
姫路市役所 姫路市安田四丁目1番地

※ 開催時刻の約30分前から開場し、受付を開始します。

※ 事前申込みは不要です。

## 6 問合せ先

兵庫県まちづくり部都市計画課

電話（078）362-4307

神戸市都市局都市計画課

電話（078）595-6702

## 病 院 局 公 告

### 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

令和8年9月15日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立がんセンター院長 富 永 正 寛

## 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
兵庫県立がんセンター電子カルテシステム 一式
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が兵庫県立がんセンター電子カルテシステム導入に係る企画提案書募集要項（以下「募集要項」という。）で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
令和10年1月31日（月）
- (4) 納入場所  
兵庫県立がんセンター（明石市北王子町13番70号）

## 2 参加資格

- (1) 電子カルテシステムの取り扱いをしており、日本国内において過去5年間に於いて一般病床300床以上の医療機関における同等のシステム導入を受注し、納入した実績を5件以上有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが、本公告日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。
- (5) 兵庫県税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからウに該当する者でないこと。（必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。）
- ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (イ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記(ア)に該当する者  
イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者  
ウ その法人等の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が上記ア及びイのいずれかに該当する者

### 3 参加手続

#### (1) 事務局

〒673-8558 兵庫県明石市北王子町13番70号  
兵庫県立がんセンター総務部経理課  
電話(078)929-1151(代) 内線209  
FAX (078)929-2380

#### (2) 募集要項の配布

##### ア 配布期間

令和8年9月15日（火）から同月25日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

##### イ 配布場所

上記(1)に同じ。

#### (3) 参加表明書

##### ア 提出方法

所定の参加表明申込書により行うものとし、持参または郵送とする。

##### イ 受付期間

令和8年9月16日（水）から同年10月2日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和8年10月2日（金）必着とする。

##### ウ 配布場所

上記(1)に同じ。

#### (4) 質問及び回答

##### ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、事務局への持参、電子メール又は郵送とする。送付先電子メールアドレスは、募集要項配布の際に伝える。

##### イ 受付期間

令和8年9月16日（水）から同年10月9日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和8年10月9日（金）必着とする。

##### ウ 質問回答期間

令和8年10月13日（火）から同月19日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の期間内に、質問書提出者及び参加表明書提出者に対して順次電子メールもしくはFAXにより送付する。

#### (5) 企画提案書

##### ア 提出方法

持参又は郵送とする。

##### イ 受付期間

令和8年10月13日（火）から同月26日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和8年10月26日（月）必着とする。

##### ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

##### エ 提出書類

募集要項に定める。

#### (6) プレゼンテーション

イ プレゼンテーション実施の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

#### 4 当選者の選定、決定及び通知の方法

### (1) 選定方法

選定は、「兵庫県立がんセンター電子カルテシステムプロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

## (2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

#### (4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立がんセンター電子カルテシステム」の契約予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 期限までに提案書を提出しなかった者

イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

## 5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要項に定める様式に適合しない場合は、提出された提案書を無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要項による。

## 6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. tominaga, Director of Hyogo Cancer Center

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Electronic medical record system

(3) The acceptance period for the submission of proposals:

From 9:00am to 4:00pm every weekday from Tuesday, October 13 through Monday, October 26, 2026

(4) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Cancer Center

13-70, Kitaougi-cho, Akashi-City, Hyogo Prefecture 673-8558

TEL (078) 929-1151 extension 209

FAX (078) 929-2380

## 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

令和8年9月15日

## 兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立がんセンター院長 富永正寛

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

兵庫県立がんセンターネットワークシステム 一式

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が兵庫県立がんセンターネットワークシステム導入に係る企画提案書募集要項（以下「募集要項」という。）で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

令和10年1月31日（月）

## (4) 納入場所

兵庫県立がんセンター（明石市北王子町13番70号）

## 2 参加資格

(1) ネットワークシステムの取り扱いをしており、日本国内において過去5年間に於いて一般病床300床以上の医療機関における同等のシステム導入を受注し、納入した実績を5件以上有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。

(3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが、本公告日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。

(5) 兵庫県税を滞納していないこと。

(6) 次のアからウに該当する者でないこと。（必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。）

ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(ロ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記(イ)に該当する者

イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者

ウ その法人等の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が上記ア及びロのいずれかに該当する者

## 3 参加手続

## (1) 事務局

〒673-8558 兵庫県明石市北王子町13番70号

兵庫県立がんセンター総務部経理課

電話(078)929-1151(代) 内線209

FAX (078)929-2380

## (2) 募集要項の配布

## ア 配布期間

令和8年9月15日（火）から同月25日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

## イ 配布場所

上記(1)に同じ。

## (3) 参加表明書

## ア 提出方法

所定の参加表明申込書により行うものとし、持参または郵送とする。

## イ 受付期間

令和8年9月16日（水）から同年10月2日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1

時までを除く。）。郵送の場合は、令和8年10月2日（金）必着とする。

ウ 配布場所

上記(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、事務局への持参、電子メール又は郵送とする。送付先電子メールアドレスは、募集要項配布の際に伝える。

イ 受付期間

令和8年9月16日（水）から同年10月9日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和8年10月9日（金）必着とする。

ウ 質問回答期間

令和8年10月13日（火）から同月19日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の期間内に、質問書提出者及び参加表明書提出者に対して順次電子メールもしくはFAXにより送付する。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和8年10月13日（火）から同月26日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和8年10月26日（月）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

募集要項に定める。

(6) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対して、提出された企画提案内容についてのプレゼンテーションを求める。

イ プレゼンテーション実施の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立がんセンターネットワークシステムプロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立がんセンターネットワークシステム」の契約予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 期限までに提案書を提出しなかった者

イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要項に定める様式に適合しない場合は、提出された提案書を無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要項による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.tominaga, Director of Hyogo Cancer Center

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Medical network system

(3) The acceptance period for the submission of proposals:

From 9:00am to 4:00pm every weekday from Tuesday, October 13 through Monday, October 26, 2026

(4) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Cancer Center

13-70, Kitaougi-cho, Akashi-City, Hyogo Prefecture 673-8558

TEL (078) 929-1151 extension 209

FAX (078) 929-2380

## 教育委員会告示

### 兵庫県教育委員会告示第18号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第27条第1項の規定により、兵庫県指定重要無形民俗文化財として次のものを指定する。

令和8年9月15日

兵庫県教育委員会

教育長 木村 晶子

| 種 別                       | 文化財の名称                     | 所 在 地        | 保存関係者  |
|---------------------------|----------------------------|--------------|--------|
| 重要<br>無形<br>民俗<br>文化<br>財 | 無形民俗<br>文化財<br><br>常勝寺の鬼こそ | 丹波市山南町谷川2630 | 鬼こそ保存会 |